

互助会NEWS【8月号】

令和6年8月20日
一般財団法人青森県教職員互助会

今月の互助会の医療費補助金等の給付金送金日は、**令和6年8月23日（金）**です。
互助会からの給付は、**ハガキの「給付金送金明細書」**でお知らせしています。

◎請求書の提出はお済みですか？

互助会で実施している事業には、請求書の提出が必要な場合があります、事実が発生してから3年以内に請求しなければ、請求を受ける権利は消滅しますので、ご注意ください。

今回は、その一部をピックアップしてお知らせします。

結婚祝金

会員が結婚したとき（以下の場合を含む。）、「結婚祝金」を給付します。

再婚の場合、会員である間に挙式をしたが、婚姻の届出が退会後の場合、内縁関係・同性カップルの場合

給付額 50,000円

提出書類 ・結婚祝金請求書
・戸籍抄(謄)本の写し等、婚姻したことが確認できる書類

育児支援金（令和4年4月1日以降に育児休業を取得した会員が対象）

会員が、5日以上育児休業を取得した場合、育児支援金を給付します。

給付額 20,000円（同一の子1人につき、1回限り）

提出書類 ・育児支援金請求書
・育児休業の承認に係る辞令の写し等、育児休業を5日以上取得したことが確認できる書類

スポーツ観戦補助事業

会員又は被扶養者が、スポーツを観戦したとき補助します。

補助額 チケット単価の半額（2,000円を限度）

ただし、会員一人につき、年度内6,000円を限度

提出書類 ・スポーツ観戦補助事業請求書
・観戦チケットの半券（原本）

注意事項（1）提出の際は、「スポーツ観戦補助事業請求書」の注意事項をお読みください。

（2）年間パスを利用して観戦した場合も補助対象となりますが、添付書類が異なるため、互助会へお問い合わせください。

（3）観戦チケット（原本）を手元に残しておきたい場合は、請求書提出の際、メモか付箋でお知らせください。裏面に原本確認済のスタンプを押して返送します。

その他の事業は互助会ホームページをご覧ください。請求書様式のダウンロードもできます。

↓↓ 裏面に続く ↓↓

所属内でご閲覧ください

◎「学校図書増呈」に係る購入図書目録の提出について

先日、「学校図書贈呈事業」として、該当する学校へ図書カードをお贈りしました。

図書カードは、到着後、原則として3カ月以内に児童・生徒用図書に引き換えのうえ、「**購入図書目録**」を**10月31日（木）までに郵送又はメールで提出**くださるようお願いいたします。

なお、「購入図書目録」のエクセル様式を、互助会ホームページの様式集にアップしましたので、ご活用ください。

◎「生活資金貸付」と「つなぎ融資貸付」の新規貸付の終了について

互助会 NEWS5月号でもお知らせしたとおり、「生活資金貸付」と「つなぎ融資貸付」は、令和6年6月をもって**新規貸付を終了**しました。（令和6年3月5日付け青教互第81号参照。）

現在は、「生活資金貸付」の償還に関する事務のみを行っており、繰上償還は随時受け付けていますので、希望される方は下記までご連絡くださるようお願いいたします。

◎新規採用者等に係る「互助会員証」について

令和6年4月から採用等で互助会に加入された方や、すでに互助会に加入されている方の職員番号が変更になった場合の「互助会員証」の発行が遅れております。

準備が出来次第、所属あてに送付しますので、該当の会員の方に配付くださるようお願いいたします。

なお、お手元に届く前に、互助会指定宿泊施設を利用するため、会員証が必要な場合は、下記までご連絡くださるようお願いいたします。

互助会では、会員のみなさまからのご意見、ご要望を募集しています。

こんな給付をして欲しい！このようなやり方の方がいいのでは？など、何かありましたら、ホームページの「お問い合わせ」からのメールや、電話・FAX等でお寄せください。

「互助会 NEWS」は、互助会ホームページからもご覧いただけます。（バックナンバーを含む。）

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1 一般財団法人青森県教職員互助会

TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276

HPアドレス <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/gojokai.html>

